

## さみどり保育園重要事項説明書

保育園の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 緑川福祉会 さみどり保育園
所在地	浦添市伊祖 3-44-2
電話番号	098-879-2000
代表者氏名	理事長 大城永雄

### 2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	さみどり保育園
施設の所在地	浦添市伊祖 3-44-2
連絡先	TEL 098-879-2000 FAX 098-879-2005
管理者	園長 宮城洋子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳児以上 51人 満1歳児以上満3歳児未満の児童 44人 満1歳児未満の児童 15人
開設年月日	昭和55年4月1日
事業所番号	

### 3 施設の目的・運営方針

さみどり保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とする。

(1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する利用乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携

の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3)「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

#### 4 当園における施設・整備等の概要

敷地	敷地全体	985.85㎡
	園庭	206.25㎡
	屋外遊技場	393.30㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
	延べ面積	884.75㎡
施設の内容		
乳児室	2室	0歳児室 1歳児室
ほふく室	1室	0歳児室
保育室	4室	2歳児室 3歳児室 4歳児室 5歳児室
遊戯室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
児童使用トイレ	4ヶ所	

#### 5 職員体制

	職務の内容	
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人
副園長	園長を補佐しその職務を分担。事務整理をする。	1人
主任 保育士	園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理、保育実習生指導、園児の保育をつかさどる	1人
副主任 保育士	主任保育士を補佐し、保育室、遊戯室、屋外等の安全管理、行事等の計画及び実施指導を行い保育士を統括する	1人
保育士	保育計画の立案・実施・記録を行う	18人
調理員	献立表に基づき調理する	3人
保育補助	保育業務の補佐	数人
事務員	運営管理に必要な事務処理、経理事務及び雑務を行う	1人
用務員	園内・園外の掃除	1人

※当園では、「浦添市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年度9月30日浦添市条例第22号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間（8：00～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間（8：00～19：00）
副主任・保育士	正規の勤務時間（7：00～19：00）
調理員	正規の勤務時間（8：00～17：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	月曜日から金曜日 午前7時から午後7時 土曜日 午前7時から午後6時
休園日	日曜日 祝祭日 慰霊の日（6月23日） 年末年始（12月29日から1月3日）

※ 暴風警報が発令され路線バスが運休の場合は臨時休園になります。

※ 正午まで路線バスが運休の場合も休園になります。

※ 保護者の仕事が休みの場合（土曜日・平日）は、親子の触れ合いの時間として一緒に過ごしていただきたいと思えます。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
① 保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分 午後4時30分から午後7時

※上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は延長保育を提供します。利用にあたっては、市にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要になります。

（土曜日の延長保育の提供はありません）

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供  
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 年間行事  
入園式・進級式・こどもの日祭り・保育参加・春の遠足・交通安全指導・プール遊び・七夕/夏まつり会・うんどう会・お楽しみ保育(5歳児)・七五三祝い・お店屋さんごっこ・クリスマス会・もちつき・ムーチャー・豆まき・こども会(発表会)・ひな祭り・お別れ遠足・卒園式
- (3) 太鼓指導・体操指導(外部講師)
- (4) 発達支援保育
- (5) 定例活動・お弁当会・身体測定・避難訓練・お誕生日会  
内科検診・歯科検診・尿検査(年2回)・ぎょう虫検査(年1回)

## 9 食事の提供

(1) 児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	
0歳児	9時30分頃	11時頃	3時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	3時頃	
2歳児		11時15分頃	3時頃	
3歳児		11時30分頃	3時頃	
4歳児		11時30分頃	3時頃	
5歳児		11時30分頃	3時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。(浦添市公立保育所統一)

(2) アレルギー対応状況

アレルギーが疑われる場合、医師によるアレルギー疾患生活管理指導表を提出してください。園にて除去食・代替食で対応します。

食物アレルギー対応マニュアル有

(3) その他の衛生管理等

給食施設届出を沖縄県南部保健所へ提出しています。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(月1回)による健康管理を徹底しています。

## 1 0 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。保育料の納入は毎月25日）。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

お支払い方法については別途お知らせします。

## 1 1 利用の開始について

当園では、浦添市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意された後に保育の提供を開始します。

## 1 2 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用児童が小学校に就学した時

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

## 1 3 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科・小児科

医療機関の名称	ありんくクリニック小児科
医院長名	松田竹広
所在地	浦添市伊祖2-1-3 メディカルプレイス伊祖4F
電話番号	098-874-2020

### (2) 歯科

医療機関の名称	ウェルネスデンタルケア
医院長名	下地隆之
所在地	浦添市港川1-2-6
電話番号	098-879-6070

## 1 4 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変の緊急事態が発生した場合（特定・申請児童のみ）には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 1 5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 主任保育士</li> <li>・ご利用時間 8:30 ~ 17:30</li> <li>・電話番号 098-879-2000</li> <li>・F A X 098-879-2005</li> </ul> 担当者が不在の場合は、当職員までお申し出ください。								
	第三者委員	<table border="1"> <tr> <td>大西みつこ</td> <td>電話番号 098-866-8725</td> </tr> <tr> <td></td> <td>元児童福祉施設職員</td> </tr> <tr> <td>大浜富士野</td> <td>電話番号 098-856-9360</td> </tr> <tr> <td></td> <td>めぐみの森保育園 園長</td> </tr> </table>	大西みつこ	電話番号 098-866-8725		元児童福祉施設職員	大浜富士野	電話番号 098-856-9360	
大西みつこ	電話番号 098-866-8725								
	元児童福祉施設職員								
大浜富士野	電話番号 098-856-9360								
	めぐみの森保育園 園長								

## 1 6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知器 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> <li>・その他 カーテン防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難訓練は毎月1回、消火訓練は年1回以上実施します 年2回消防署との合同避難訓練を実施します

## 1 7 虐待防止のための措置に関する事項

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置の他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

## 1 8 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	学校安全・災害共済給付制度
保険の内容	死亡 障害見舞金 食中毒 負傷
保険金額	2800万円

## 19 当園におけるその他の留意事項

禁 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください

## 20 個人情報

下記児童及びその保護者に係る個人情報の提供については、最低限の範囲内で使用することがあります。

### (1) 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

### (2) 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

### (3) 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき。

他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。

別表 1

保育の提供に要する実費に関する利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由目的	金 額
教材費（お道具箱セット）	教材の個人使用（必要に応じて）	1,000 円～
体育着	運動会・太鼓指導・体操指導 行事活動に使用（必要に応じて）	1,000 円～
修了写真料	修了写真・アルバム	1,000 円～
延長保育料	標準時間認定の児童 1 時間利用	月契約 3,000 円 日々利用 300 円
	短時間認定の児童 1 時間利用	月契約 2,500 円 日々利用 250 円
	短時間認定の児童 2 時間以上利用	月契約 3,500 円～ 日々利用 500 円～
主食費	3 歳以上の主食費の提供に要する 費用（対象児のみ）	月 700 円
副食費	3 歳以上の主食費の提供に要する 費用（対象児のみ）	月 5,800 円

※ 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は領収証を発行する。



## 重要事項説明書についての同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 さみどり保育園  
説明者 園長 宮城洋子

私は、本書面に基づいてさみどり保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 \_\_\_\_\_

児童氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

児童からみた続柄 \_\_\_\_\_